

イギリス高等教育における学外試験委員制度の見直し

The Reconsideration of the External Examiner System in British Higher Education

田中正弘*

Masahiro TANAKA

要旨

本稿は、イギリス高等教育の「質」(quality)と「水準」(standards)を保証するための学内の仕組みである「学外試験委員制度」(external examiner system)に着目して、この制度の見直し論が議会下院などの外部の利害関係者によって展開されるに至った経緯・背景を明らかにするとともに、この見直し論に対する大学側の反応を叙述することを通して、イギリスの大学が死守すべきだと考えている基本理念の重要性について再考したい。

キーワード：イギリス、高等教育、学外試験委員、内部質保証、教育改革

はじめに

イギリスの大学は、国王(女王)の「大学設立勅許状」(Royal Charter)で設立された(あるいは枢密院に認可された)自治法人であり、自らの教育の「質」(quality)と「水準」(standards)の維持・向上を自己責任の下で遂行する義務がある(Watson 1997)。この「質保証」(quality assurance)の仕組みはチャータリング方式と呼ばれる。本稿の主題にある「学外試験委員制度」(external examiner system)は、この「チャータリング方式と表裏一体の、きわめてイギリス的な産物」(安原 1989: 71)である。なぜなら、チャータリング方式は、大学の自律的な内部自己規制によって教育の質と水準が維持・向上されることを基本理念としている一方、特権団体の閉鎖的な内部自己規制は独善的な価値判断を横行させる恐れもあるため、学外の同僚による監査(特に批判的な助言)を絶えず必要としているからである。

学外の同僚による監査を制度化した学外試験委員制度は、イギリス高等教育の強みだと広く認識されている。しかし、特権団体の閉鎖的な内部自己規制は、その不可視性が故に、正しく機能しているのかについて、外部にいる利害関係者の疑念を誘発してしまう。事実、議会下院などで学外試験委員制度の見直し論が繰り返し展開されてきた。そこで本稿は、これらの見直し論の歴史的な経緯と、それらに対する大学(および大学関係団体など)の対応を俯瞰し、学外試験委員制度がどのように修正されたのかを記述してみたい。なお、この記述に先んじて、イギリスの大学教育に対する外部質保証の仕組みについて概説しておきたい。

*弘前大学21世紀教育センター、准教授
Centre for 21st Century Education, Hirosaki University, Associate Professor

1. イギリスの外部質保証の仕組み

イギリスの高等教育機関における教育の質と水準を保証する外部質保証制度は、専門職団体によって行われる学問分野別のアクレディテーションを除くと、「高等教育質保証機構」(Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA)によって実施される「機関監査」(Institutional Audit)がある。この機関監査は、同僚評価を通して行われる証拠に基づくプロセスで、2002年に整備された質保証の枠組みの一つである(QAA 2009: 1)。その後、2005-6年度に変更が加えられ、2010-11年度まで用いられた。

QAAの機関監査では、大学ごとの内部質保証の構造と機能の有効性が、QAAが開発した評価の「学術的基盤」(Academic Infrastructure)や、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」(Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher education Area)と照らし合わせて審査される。加えて、内部質保証制度の成果を組織的に高めるための各大学の試みの有効性や、各大学が公表する「教育情報」(Teaching Quality Information: TQI)の正確さと完成度も審査される(QAA 2009: 2-3)。そして、審査の結果は、三段階(confidence, limited confidence and no confidence)で示される。改善点に対する助言のレベルも、三段階(essential, advisable and desirable)で行われる(QAA 2009: 6-7)。

機関監査の評価団は通常5名で構成される。その内の1名は学生で、もう1名は秘書である(QAA 2009: 13)。評価団は、監査のための証拠を資料や面談で集める手法として、「足跡を追尾する」(trailing)方法を用いる。具体的には、概ね二つの教育プログラムが、各大学の内部質保証制度を代表するサンプル(sampling trails)として、細部までテストされる。このサンプル調査と、大学が提出する自己評価報告書の分析を通して、評価団は大学全体の内部質保証制度の有効性を判断することになる(QAA 2009: 9-11)。

QAAの機関監査は、2011年9月に「機関検査」(Institutional Review)へと変更された。この変更の意図は、学生の利益を大学に重視してもらうために、より多くの学生を審査の過程に参画させることや、時代の変化に対して大学に即応してもらうために、毎年異なるテーマに照らした評価を採用することなどにある。なお、2011-12年度のテーマは、初年次教育であった。変更点をキーワードで表記すると、「学生中心の質保証」(student-centred quality assurance)、「柔軟性」(flexibility)、「明瞭で平易な報告書」(clarity and simplicity)、「社会に向けた情報公開の重要性への明確な認識」(clear recognition of the importance of public information)、「学位の最低基準¹⁾の確固たる公的な保証」(greater public assurance about threshold academic standards)、および「外部質保証に関わる事務的な負担の軽減」(minimising the administrative burden)となる(QAA 2011a: 1-2)。

機関検査の審査結果は、各大学における教育の水準、質、向上の三つの分野に分けて、表記される。例えば、教育の水準に関して、「期待する最低基準を満たしている」(meet UK expectations for threshold standards)か「否か」(not meet UK expectations for threshold standards)で表される。教育の質と向上の二つは、4段階(①is commended, ②meets UK expectations, ③requires improvement to meet UK expectations, ④does not meet UK expectations)で判断される。なお、社会に向けた情報公開の質については、2012-13年度の機関検査から、審査が開始される(QAA 2011a: 3)。1)

以上のように、イギリスの外部質保証制度は、大学ごとの内部質保証制度が正しく機能しているかを、各大学が作成した自己評価報告書を根拠に、点検する仕組みとなっている。特に、大学が自らの教育の質と水準を正しく自己評価し、その内容を正確・明瞭・平易な情報として、学生も含めた外部の利害関係者に提供できているかが、厳しく審査される。この質保証の過程において、内部質保証に客観性を与える学外試験委員の役割は、さらに重要になってきている。

2. 学外試験制度の見直し論の経緯

イギリス高等教育の質や水準に対して公的な疑問が投げかけられるようになったのは、大学交付金が大幅に削減された1980年代のことである。この疑問への大学側の対応として、「イギリス学長委員会」(Committee of Vice-Chancellors and Principals)は、大学の教育水準を維持する方法に関する検討委員会(通称、レイノルズ委員会)を1983年9月に設置した。このレイノルズ委員会は、学外試験委員制度も含めた5つの課題を調査・分析し、1986年7月に、報告書「大学における教育水準」(Academic Standards in Universities: 通称、レイノルズ報告書)を提出している。

このレイノルズ報告書によると、イギリスでは、「大学教育とその水準に関して一定の共通理解のようなものがあり、その共通理解をうむひとつの制度的装置として学外試験委員制度が果たす役割には顕著なものがあるとの認識に基づいて、学位コース・プログラムの内容に関する評価においても学外試験委員の占める位置に大きな期待をかけている」(安原 1988: 27-8)。とはいえ、学外試験委員制度は、1832年にダラム大学で導入されて以来の長い歴史を有する伝統的慣行であるため、「その規定と運用の実際は個々の大学・高等教育機関によって大きく異なるのが実情であった」(安原 2005: 34)。このため、大学の関係者以外には、全容の見えにくい制度のままであった。

学外試験委員制度は、1990年代後半に再び注目を集めることになる。その契機として、イギリス高等教育制度検討委員会(通称、デアリング委員会)が、1997年7月に発表した「学習社会における高等教育」(Higher Education in the Learning Society)で、学外試験委員制度の国レベルでの標準化を提言したこと、それから外部評価団体である「高等教育質保証機構」(Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA)が、自らの教育評価方法を、大学にとって「負担の少ない方向」(lighter touch)へ方針転換したこと、この二つを挙げられる。後者について、なぜなら、教育の質や水準を学科単位で直に評価する従来の手間の掛かる方法から、大学独自の内部質保証制度が正しく機能しているかを機関単位で監査するという新しい方法への重点移動に伴って、この内部質保証制度に不可欠なツールとして、学外試験委員制度の重要性が再認識されたからである。

QAAの評価の学術的基盤に含まれる「行動規範」(code of practice)の中に、望ましい学外試験委員制度の運用について言及している章(第4章「学外試験委員制度」)がある。具体的には、学外試験委員制度の基本原則とともに、学外試験委員の役割・選任・研修・準備や、報告書の内容・活用および批評への対応に関する、全部で14の勧告が詳しく記述されている(QAA 2004)。なお、QAAは、これらの勧告を自治法人である大学の自主的な教育改善を支援する立場から行っており、勧告の実現を大学に強要したわけではない点に注意しなくてはならない。

QAAの評価の学術的基盤は、大学には自らの教育の質と水準の維持・向上を自己責任で遂行する義務があるというチャータリング方式の考え方を尊重し、その義務遂行に必要な内部質保証制度の在り方や望ましい運用方法を例示したものである。しかし、大学独自の内部質保証制度が正しく機能していることを確認することで、大学教育の水準が保たれている(と信じられる)ことを認証するQAAの評価方法は、結果としての「水準の判定」を求める外部の利害関係者、特に政治家にとって、不満を蓄積させる結果となった(大森 2012: 94)。そして2008年には、この不満に火をつける事件がつい起こってしまった。その事件とは、ロジャー・ブラウン(Brown 2010: 129)によると、2008年6月17日にバッキンガム大学で実施された、大学の教育水準は低下してきているという、大学教授の講演のことである。

この講演はマスメディアの注目を浴びた。そして、釈明に追われたQAAの最高責任者のピーター・ウィリアムス(Peter Williams)が、学位の等級は腐敗しつつある(インフレの傾向がある)ことに加えて、教育水準は学問分野や大学間で必ずしも統一されていないと、BBCの報道番組で述べたことから、「議会下院のイノベーション・大学・科学・技術委員会」(House of Commons, the Innovation,

Universities, Science and Skills Committee) が、教育水準に関わる実態調査に直接乗り出す騒ぎとなった。この時点において、「議会下院の主な焦点は質保証に、特に学外試験委員が成績評価の公平性・同等性を監視する伝統的な制度に向けられることは、誰も疑う余地がなかった」(Brown 2010 : 130)。

議会下院は、学外試験委員の選任について、国レベルの統一的枠組みを創設するべきだという、先述したデアリング報告の提言の実現を望んだ。同様に、この報告の提言にある、たとえば、学外試験委員に提示する証拠資料の国レベルでの設定や、成績評価の是正勧告などの関与に関する度合いの統一、学際的な学位コースの批評に必要な汎用的技能を身につけるためなどの、学外試験委員の訓練制度の創設、および個人を特定できない形式での学外試験委員報告書の公開などを期待した。そして、2009年7月に提出された議会の最終報告書で、学外試験委員制度の課題を下記のように指摘した (House of Commons 2009 : 119-122)。

- A) 学外試験委員の役割と権限が不明瞭、かつ機関間で異なること
- B) 学外試験委員の報告書が厳格的・批判的という観点で不十分なこと
- C) 学外試験委員の任用過程が不透明なこと

そして、改善策として、下記の提案が出されている。

- A) 学外試験委員の役割と権限に、国レベルで統一の基準を定めること
- B) 学外試験委員の訓練・登録制度を創出すること
- C) 学外試験委員の報告書の公表を義務化すること

議会下院の提案の根底にあるものは、学外試験委員制度の有用性は大いに認めるものの、利害関係者(学生や保護者、雇用者など)のために、制度の可視化を早急に進めるべきだという信念である。

議会の指摘は、2009年10月に「イングランド高等教育財政審議会」(Higher Education Funding Council for England) の提言として具体化され、イギリス高等教育の関係者は、早急な対応を迫られた。そこで、「イギリス学長団体」(Universities UK : UUK) は、QAAなどの協力を得て、学外試験委員制度の強化に必要な見直し案を2010年7月に提示して、利害関係者の意見を広く募った。そして、集まった意見を踏まえた修正案を最終レポート(2011年4月7日)として公表している。

この最終レポートの見直し案は、14の勧告で構成されている。第一の勧告で、大学教育の質保証は各大学の自律的な行為であることと、その責任は大学にあることが改めて強調されている。その一方で、第二の勧告では、学外試験委員の役割に関する国レベルの基準制定を求め、第三の勧告でも、学外試験委員の任用基準の国レベルでの統一を唱えている。さらに第五の勧告で、初めて学外試験委員に選出された教員への組織的な訓練の必要性が述べられている。加えて、第十二の勧告で、学外試験委員が作成した報告書を学生に原則全て公開することを、第十三の勧告で、学外試験委員の氏名・職階・所属機関のリストをプログラム詳述書に記載することを、それぞれ要求している (UUK 2011, 9-10)。

これらの見直し案は、「高等教育質保証規範、B部第7章：学外試験委員制度」(Quality Code for Higher Education, Chapter B7: External Examining) として、2011年12月に現実のものとなった。なお、学外試験委員制度の章の執筆は最も早い2011年5月に開始されている。この事実からも、学外試験委員制度がイギリスの大学の質保証において、如何に重要視されているかが理解できる。

高等教育質保証規範 (B部第7章：学外試験委員制度) への大学の対応を参照する前に、学外試験委員制度の役割について、次節で簡単に触れておきたい。

3. 学外試験委員制度の役割

イギリスの大学は、1980年代までは進学率が15%以下に抑えられてきたため、その他の先進国の大学と比べて、エリート養成機関としての伝統を色濃く残していた。その中で、学外試験委員の主な役割は、個々の答案用紙を採点することや依頼された大学（通常部局単位）の「試験委員会」（Board of Examiners）で成績評価の修正を助言することであった。しかし、1990年代に大学教育の大衆化が急速に進み、学生数が著しく増大したことから、学外試験委員が全ての答案用紙に目を通し、採点する時間的な余裕がなくなってしまった（Higher Education Academy 2012: 8）。このため、学外試験委員の役割にも変化がもたらされた。現在の役割は主に下記の五つである。

- ① プログラム詳述書の内容の確認
- ② 試験問題とコースワークの内容の確認
- ③ 採点された答案用紙のサンプル（10%～25%）の確認
- ④ 教員や学生との議論
- ⑤ 試験委員会への出席

なお、答案用紙のサンプルには、最も上位の成績である「第一位」（first）と「第二位上級」（upper second）、および最も下位の成績である「可」（pass）と「不可」（fail）の境界線近くの採点がなされたものを、意図的に多く含める決まりとなっている。

学外試験委員は、自らの点検結果を報告書にまとめ、試験委員会に提出する。仮に学外試験委員が科目の成績評価結果に疑義があると報告した場合は、その評価結果の見直しを試験委員会、あるいは学科会議（正確には、その科目が含まれるプログラム会議）で審議しなければならない。そして評価結果は実際に改められることがある。それほどまでに、学外試験委員の助言は重く受け止められるのである。

それから、学外試験委員に関する基本的データについて、UUK他の調査（2010：5）によると、中規模大学（学生数1～2万人程度）で平均して、100名を超える学外試験委員が、80以上の異なる機関から任命されている。学外試験委員は、伝統的な大学では類似機関の同僚（教員）から選出される傾向が強いが、新しい大学（旧ポリテクニク、1992年に大学へと昇格）では、産業界も含めた多様な人選が実施されている。Hannan, A. and Silver H.の調査（2006）によると、学外試験委員を引き受ける理由には、主に以下の三つがある。

- ① 互助の精神
他大学の教員に学外試験委員をお願いしている手前、他大学の依頼は断れない。
- ② 情報の収集
他大学の進んだ取組に関する情報を得られる。
- ③ 昇進の基準
学外試験委員の経験は、教育実績として履歴書に記載できる。

同様に、学外試験委員の任を離れたい理由は、下記の点に集中している。

- ① 最も忙しいときの時間的束縛

というのも、繁忙期の試験期間中に他大学で学外試験委員を兼務すると、体力を消耗するためである。

ただし、学外試験委員の役割自体に困難を感じている事例は少ない。報酬に関しても、強い不満はない。その一方、学外試験委員の形式的訓練は「必要ない」という意見が圧倒的に多い（Hannan and Silver 2006）。必要ないと考える理由として、学外試験委員の主な役目は試験内容・結果の点検である

ために、経験豊かな教員であれば難なく対応できると考えられていることがある。つまり、学外試験委員の知識で重要なことは、点検する大学固有のニーズと文化のため、画一的訓練で得られるものではないためである。それから、大学教員は近年とみに多忙で訓練を受ける時間的余裕がないということも、理由の一つに挙げられる。

このような役割を担う学外試験委員の強固な制度化を推奨している高等教育質保証規範（B部第7章：学外試験委員制度）への大学の対応を例示する目的で、オックスフォード大学における「試験と成績評価の方策と指針」（Policy and Guidance on Examinations and Assessment）の加筆点を、次節で参照してみたい。

4. オックスフォード大学の対応

オックスフォード大学の「試験と成績評価の方策と指針」で、第一に、学外試験委員に批評してほしい内容が下記のように、より詳細に提示されることになった。

- A) 大学が、学位の枠組みや該当する分野別参照基準で規定される、「学位の最低基準」（threshold academic standards）を維持しているか否かについて批評する。
- B) 評価の過程が、プログラムで意図する学修成果や大学の評価の方針と照合して、学生の学修到達度を厳格かつ公平に計れるものであるか否かについて批評する。
- C) 学生の学修到達度は、学外試験委員が経験上知りうる他大学の学修到達度と比べて、同等であるか否かを批評する。

上記の役割と関連して、下記の情報が学外試験委員に明瞭に伝えられたかを確認する旨の文章が追加された。

- D) 批評を行うのに必要な証拠が十分に与えられたかを確認する。
- E) 前年度の報告書で提言された問題の解決に、学外試験委員が満足できるレベルで取り組んだかを明示する。
- F) 専門職団体などに特別に求められた問題の解決に取り組んだかを提示する。
- G) 学外試験委員の任期をあらかじめ設定する。

第二に、学外試験委員の任用は、高等教育質保証規範（B部第7章：学外試験委員制度）として定められた基準に、通常従うべきとされた。第三に、学生に公表する情報として、学外試験委員の氏名・職階・所属機関のリストを、学生代表が出席している試験委員会に提出するべきとされた。最後に、部局や監査組織は下記の仕組みが適切に機能しているかを必ず保証するべきとされた。

- A) 学外試験委員（および学内の教育委員会）の批評や勧告に真摯に対応していること。
- B) 学外試験委員の報告書を検討する委員会への学生参画が適切に実施されていること。
- C) 全ての報告書が（個人を特定できる情報を除き）学生に適切な方法を用いて示されていること。

上記のように、オックスフォード大学は、高等教育質保証規範（B部第7章：学外試験委員制度）に明記された勧告に、真摯に、かつ迅速に対応している。この対応は、自らの教育の質と水準の維持・向上を担保する閉鎖的な内部自己規制の仕組みを、利害関係者に少しでも分かりやすく説明しようとする試みともいえる。換言すると、内部質保証制度の「明瞭性」（clarity）が、「評価文化」（evaluation culture）の成熟度を増してきたイギリス高等教育における、新たな課題となったのである。

5. まとめ

本稿は、イギリス高等教育における学外試験委員制度の見直しについて、その歴史的な経緯と、現在における議論の背景に焦点を当てて説明を試みた。そして、イギリスでは、自らの教育の質と水準を維持・向上させるのは、個々の大学の責務である、という理念が頑強に守られてきたこと、およびその理念を実現するツールとして、学外試験委員制度が重要な機能を果たしてきたことが示された。また、正しく機能していることを外部の利害関係者に分かりやすく説明する必要性が問われるようになった現在、学外試験委員制度の可視化に各大学が真摯に取り組みはじめたことにも触れた。

大学が自治法人としての特権を謳歌するためには、外部機関の管理が不要であることを外部の利害関係者に納得してもらう努力が絶えず必要となる。この構図を理解することは、わが国の大学関係者にとって重要な示唆となるであろう。

*本稿は、科学研究費、若手研究 (B)「学生の学習到達度を適切に評価する自律的な内部質保証の構築—イギリスを参考に」(研究代表者：田中正弘、研究課題番号：23730721)の助成を受けて、研究を実施した成果の一つである。

注

1)「学位の最低基準」とは、QAAの定義によると、「学生が学位を得るために必要な最低限の学修到達度のことである。学位の質の均等化のために、最低限の学修到達度はイギリス全土において同一でなければならない」(QAA 2011:3)。

【参考文献】

- Brown, Roger (2010) “The Current Brouhaha about Standards in England”, *Quality in Higher Education*, Vol.16, No.2, pp.129-137.
- Gosling, D., and D’Andrea, V. M., (2010) “Quality Development: A new concept for higher education”, *Quality in Higher Education*, Vol.7, No.1, pp.7-17.
- Hannan, A. and Silver, H., (2006) “On Being an External Examiner”, *Studies in Higher Education*, Vol.31, No.1, pp.57-69.
- Higher Education Academy (2012) *A Handbook for External Examining*, York: HEA.
- House of Commons, the Innovation, Universities, Science and Skills Committee (2009) *Eleventh Report, Students and Universities*, London: House of Commons.
- 大森不二雄 (2012)「英国の大学の質保証システムと学習成果アセスメント」, 深堀聰子編『学習成果アセスメントのインパクトに関する総合的研究』(国立教育政策研究所研究成果報告書), 72-105頁。
- Oxford University (2012) *Policy and Guidance on Examinations and Assessment*, Oxford: Oxford University.
- Quality Assurance Agency (2004) *Code of Practice for the Assurance of Academic Quality and Standards in Higher Education, Section 4: External Examining*, Gloucester: QAA.
- Quality Assurance Agency (2009) *Handbook for Institutional Audit: England and Northern Ireland*, Gloucester: QAA.
- Quality Assurance Agency (2011a) *Summary of Institutional Review in England and Northern Ireland*, Gloucester: QAA.
- Quality Assurance Agency (2011b) *Quality Code for Higher Education, Chapter B7: External Examining*, Gloucester: QAA.
- Universities UK, Guild HE and the Quality Assurance Agency for Higher Education (2010) *Review*

of External Examining Arrangements in the UK, London: UUK.

Universities UK (2011) *Review of External Examining Arrangements in Universities and Colleges in the UK: Final report and recommendations*, London: UUK.

Watson, D., (1997) "Quality, Standards and Institutional Reciprocity", in J. Brennan, P. de Vries and R. Williams (Eds.) *Standards and Quality in Higher Education*, London: Jessica Kingsley, pp.131-145.

安原義仁 (1988) 「イギリスの大学評価—大学の個性化へむけて」, 『文部時報』第1341号, 23-28頁。

安原義仁 (1989) 「イギリス高等教育の水準維持方式—学外試験委員の役割—」, 天野郁夫編『主要国における高等教育改革の経緯に関する研究』(高等教育研究所), 70-82頁。

安原義仁 (2005) 「イギリスの大学・高等教育における学外試験委員制度の再構築に向けて」, 『大学評価・学位研究』第3号, 33-42頁。